

6月からスタートしている定額減税は、所得税の控除対象者が異なっているため、実務上に混乱が生じているようです。今回は、所得税における人的な所得控除について説明します。

● 人的所得控除について

課税所得は、合計所得金額から「所得控除」を差し引いて計算されます。所得控除の内、人的な所得控除の原則的な扱いは以下の通りです。なお、配偶者控除が適用できない場合でも、配偶者の所得が増えるにつれ段階的に「配偶者特別控除」が適用できます。

基礎控除	控除額 38 万円、合計所得金額 2400 万円超は段階的にゼロ
配偶者控除※	控除額 38 万円、本人の合計所得金額 900 万円超は段階的にゼロ（定額減税は対象）
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48～133 万円（給与収入 103～約 201 万円）は 控除額 3～38 万円、本人の合計所得金額 900 万円超は段階的にゼロ
扶養控除※	16 歳未満 ⇒ なし（定額減税は対象） 19 歳以上 23 歳未満 ⇒ 控除額 63 万円 70 歳以上 ⇒ 控除額 48 万円（同居者親等は 58 万円） その他 ⇒ 控除額 38 万円
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族 一般障害者 ⇒ 控除額 27 万円 特別障害者 ⇒ 控除額 40 万円（同居等は 75 万円）
寡婦控除	夫と離別し扶養親族あり or 夫と死別 ⇒ 控除額 27 万円
ひとり親控除	合計所得金額が 500 万円以下のひとり親（独身で扶養親族の子あり） ⇒ 控除額 35 万円
勤労学生控除	控除額 27 万円

※対象者：合計所得金額 48 万円以下（給与収入 103 万円以下）

【夏季休業のお知らせ】

8月13日（火）～15日（木）は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日（金）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい

■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	—	

（注）法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月
個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）
住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。